

2 遊漁船とプレジャーボートが共に魚群探知機等を見ながら航行中、互いに接近し衝突

事故の概要：A船（遊漁船、5トン未満、1人乗組み、釣り客1人）が東北東進中、B船（プレジャーボート、2.3トン、1人乗組み）は北北東進中、11時30分ごろ、両船が衝突した。死傷者はいなかった。

事故の経過

A船

B船

船長Aは、釣り場の移動中、右舷後方を北北東進するB船を視認した際、速力の速いB船がA船を避けて航行していくと思った。

船長Bは、船首方に他船を認めなかったことから、前路に他船はいないと思い込み、魚群探知機を見ながら航行した。

船長Aは、魚群探知機と右舷前方で漂泊中のプレジャーボート（C船）を交互に見ながら航行を続けていたところ、右舷方至近にB船を視認し、急いで主機を全速力後進とした。

船長Bは、右舷前方にC船を認め、釣果があるか気になり、魚群探知機と右舷側の窓越しにC船を交互に見ながら航行を続けていた。

A船の前部甲板に設置されたオーニングの支柱とB船の船首部に設置されたアンカーとが衝突



衝突時の状況（イメージ）

原因：本事故は、A船が東北東進中、B船が北北東進中、船長Aが、速力の速いB船がA船を避けて航行していくと思い、また、船長Bが、前路に他船はいないと思い込み、**共に魚群探知機とC船を交互に見ながら同じ針路及び速力で航行を続けた**ため、A船及びB船が互いに接近し、両船が衝突したものと考えられる。

再発防止に向けて（事故の防止対策）

- ・船長は、釣りポイントを探すことに意識を向け過ぎず、**接近してくる他船に対して継続した見張りを行う**こと。
- ・船長は、航行中、**前路に他船がないと思込まず**、また、**魚群探索に意識を向け過ぎず、常時、周囲の見張りを適切に行う**こと。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。（2020（令和2）年11月26日公表）
https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-10-28_2020hs0059.pdf